

令和3年度

第4回御船町議会定例会(8月会議)

議 案

令和3年8月12日(木)

令和3年度第4回御船町議会定例会（8月会議）議事日程

令和3年8月12日（木）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

第 3 報告第 9号 専決処分の報告について
【別冊】

第 4 議案第13号 御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定（令和3年6月15日議決）第6号に基づく歳入歳出予算の補正について、別冊のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年8月12日提出

御船町長 藤木 正幸

御専第13号 令和3年度御船町一般会計補正予算（第4号）について

議案第13号

御船町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
御船町手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和3年8月12日提出

御船町長 藤木 正幸

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたため、御船町手数料条例の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和 年 月 日

条 例 第 号

御船町手数料条例の一部を改正する条例

御船町手数料条例（平成 12 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 25 号を削り、第 26 号を第 25 号とし、第 27 号から第 39 号までを
1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。